

Q. 委託契約は委託後にすぐ結べば大丈夫？

A. 委託後ではいけません。契約は事前に結びます。

■産業廃棄物処理委託契約の基本ルール

基本のルール	根拠となる条文(一部抜粋)
①処理委託の前に契約する	【法 第十二条第六項】 運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない
②書面で契約する	【施行令 第六条の二 一項第4号】 委託契約は、書面により行い、…(以下略)
③契約終了日から5年間保存する	【施行令 第六条の二第五号】 委託契約書及び書面をその <u>契約の終了の日から環境省令で定める期間保存すること</u> 【施行規則 第八条の四の三】 令第六条の二第五号の環境省令で定める期間は、五年とする

◇契約の結び方にもルールがあります。

産業廃棄物を処理業者へ委託する際には産業廃棄物処理の委託契約が必要です。契約には3つの基本となるルールがあります。

①処理委託の前に契約する

委託契約は処理業者へ委託をする廃棄物の情報を伝え、処理業者が処理できる能力を持っているかを確認するために重要です。そのため、契約書は必ず委託する前に結びます。

②書面で契約する ※e-文書法などに基づいて電磁的に作成・保管することは可能です

契約は書面で行われることが法で定められています。記載事項についても法律で定められています。

③契約終了日から5年間保存する

契約の開始日ではなく終了日であることに注意が必要です。

たとえ少量だったり一度きりの委託であっても事前の契約なく委託をすれば委託基準違反(3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこの併科)の対象となります。

今回のポイント

産業廃棄物処理委託契約には3つの基本ルールがある！！